

築地魚市場(株)における冷凍めばちまぐろの原産地不適正表示

- 食品表示法に基づき定められた食品表示基準においては、食品関連事業者が生鮮食品を販売する際に適正な原産地表示を行うことが義務付けられているところ。
 - 冷凍めばちまぐろに関して不適正な表示が認められたことから、令和4年7月15日、農林水産省(※)は、築地魚市場株式会社に対し、表示の是正や原因の究明・分析、再発の防止を求める指示を行い、その旨を公表。また、その後、指示に対し事業者が講じた改善措置について、その実行状況を確認。
- ※ 食品表示法の執行体制において、農林水産省は、食品表示のうち、原料原産地など品質に関連する事項について監視を実施し、不適正な表示に対しては食品表示法に基づく指示・公表等を実施することとなっている。

